

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 役員選任規程

平成 21 年 4 月 1 日
神社協規程第 43 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第 2 1 条に規定する役員の選任等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(理 事)

第 2 条 理事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体の中から選任し、会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業を経営する団体の役職員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (3) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (4) 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (5) 議会
- (6) 行政関係者

2 前項に定める具体的選出区分については別表のとおりとする。

(監 事)

第 3 条 監事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体から選任する。

- (1) 社会福祉法第 4 4 条に規定する財務管理について識見を有する者
- (2) 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者

(退 任)

第 4 条 前 2 条の規定により、公職又は施設、団体等からの選出で役員となった者が、任期中その職を辞任又は団体等を退会したときは、役員の職を退任するものとする。ただし、定款第 1 8 条に定める定数に足りなくなるときは、退任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(欠員補充)

第 5 条 役員に欠員が生じた場合は、第 2 条又は第 3 条に規定するところにより選任する。

(委 任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、役員の選任に関する必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 3 月 5 日から施行する。(改訂第 100 号)
- 3 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(改訂第 122 号)

別表（役員選任規程第2条関係）

選 出 区 分
1．社会福祉事業を営むる団体の役職員 （内訳） 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が営むる社会福祉施設の施設長 等
2．ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
3．社会福祉事業について学識経験を有する者
4．地域の福祉関係者，社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 （内訳） 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等
5．議会
6．行政関係者
合 計（15～18名）